

岩手県告示第341号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和2年岩手県告示第704号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市、遠野市、釜石市、気仙郡住田町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡普代村及び九戸郡洋野町
- 2 実施した期間 令和2年11月10日から令和3年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測